

# 第1章 認定NPO法人制度の概要と歴史

## 1. はじめに

本稿では、本白書の扱う認定NPO法人の制度面の概要と歴史を概観する。本白書で行われたアンケートは、認定NPO法人制度の「今」を認定NPO法人に携わる方々からの声で浮き彫りにしようというものであるが、本稿は、認定NPO法人制度の「生まれ」と「これまで」を描写することを試みる。

## 2. 認定NPO法人制度の概要

### 2.1 定義

認定制度（認定NPO法人制度）とは、一定の要件を充たしたNPO法人に対し、税制優遇を受けることのできる「認定NPO法人」となる「認定」を付与するという制度である。

### 2.2 趣旨

これは、「認定」を受けたNPO法人に税制上の優遇措置が適用されることにより、認定NPO法人への寄付を促進し、認定NPO法人の活動を経済的側面から支援することで、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進すること（NPO法第1条）を趣旨とするものである。

### 2.3 要件

8つの要件と欠格事由という形で整理されている。8つの要件の概要は以下のとおりである。

- ①パブリック・サポート・テスト（以下「PST」という。）への適合
  - a. 相対値基準：収入金額のうち寄付金の占める割合が20%以上
  - b. 絶対値基準：寄付額が年3,000円以上の者が期間平均100人以上
  - c. 条例個別指定
- ②事業活動における共益的活動の割合が50%未満
- ③運営組織及び経理の適正
- ④事業活動の内容の適正
- ⑤情報公開
- ⑥事業報告書等の所轄庁への提出
- ⑦法令違反・不正の行為・公益に反する事実がないこと
- ⑧設立日から1年超経過

前述の趣旨を実現するために、税制優遇措置を受けるに相応しい公益性があることを判

定する①及び②の要件、税制優遇の恩恵が適切に社会に還元されることを担保するために組織運営や事業の適正を求める③④⑥⑦の要件、そしてこれらを市民自身がチェックする、いわば市民社会の自浄作用のために、非常に高い水準での情報公開を求める⑤の要件が定められている。ここでいう情報公開は、会社や一般法人では考えられないような、非常に高度のものが要求されている点に留意されたい。

## 2.4 税制優遇措置（効果）

税制優遇措置として、①認定NPO法人に対して寄付・現物寄付をした個人には所得税法上の優遇措置が、②寄付をした法人には法人税法上の優遇措置が、③相続財産から寄付した者（相続寄付）には相続税法上の税制優遇が、それぞれ設けられている。また、認定NPO法人自身には「みなし寄付金」適用の優遇措置が設けられている。

## 2.5 歴史を知ること

以上が現在の認定制度の概要であるが、認定制度はNPO法が誕生したときからあった制度ではないし、認定制度が設けられた当初からこうした姿だったわけでもない。認定の要件と税制優遇措置（効果）の双方について、制度が設けられてから幾度も改正を積み重ねて現在の姿に至っている。その歴史を知ることは、現在の認定制度を理解し、その未来を考える助けになる。

そこで、認定制度をよりよく理解するために、その歴史について簡単にまとめたい。

# 3. 認定NPO法人制度の歴史

## 3.1 NPO法の誕生

### 3.1.1 胎動

日本における非営利で公益的な活動を行う団体のための法人制度としては、1898年に制定された旧民法34条に基づく旧公益法人制度のみが存在していた。しかし、旧公益法人制度は主務官庁の広範な裁量のもとで、法人設立の可否とともに税制優遇を与えるべき公益性の判断が一体的に行われており、設立自体が困難なものであった。そもそも、民間の非営利活動を、縦割り行政の主務官庁が評価するという仕組みそれ自体が社会のニーズに応えられていない（時代にそぐわない）状態となっていた。

そうしたなかで、1990年前後から、民間の非営利活動団体に法人格を付与する制度の必要性について、市民と政治、双方の場で議論がなされていた。

市民の側では、複数の研究会等が設立されたのはもちろん、1992年に「日本ネットワーカーズ・フォーラム」が開催されて制度の在り方などが議論され、「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」が1993年に始まり、「シーズ=市民活動を支える制度をつくる会」が1994年に設立された。

政治の側では、細川連立政権誕生後の1994年に、与野党ともにNPOに関する研究をする研究会などが設置されるなどしていた。

このような流れをみると、1994年には、制度の必要性や在り方などの研究・構想の段階から、徐々に制度の実装へ向けた動きになりつつあったといえるであろう。

### 3.1.2 特定非営利活動促進法の成立

1995年1月17日、阪神・淡路地域を大きな地震が襲った。阪神淡路大震災である。

このとき、震災直後より全国から数多くのボランティアが駆け付け、震災後1年間で約138万人が活動したといわれている。

こうした大規模なボランティア活動がなされたことは、市民の自発的な社会貢献活動の重要性を浮き彫りにした。これを契機に、民間の非営利団体が法人格を得ることができないことによる不都合が、社会一般にも認識されるに至った。それが制度実装へ向けた流れが加速され、ボランティアのみならず、広く民間の非営利活動を促進するというNPO法の制定に繋がっていった。

NPO法は、内閣の政策推進のための立法という性質は好ましくないという考え方から、いわゆる議員立法の形で成立した。提出された法案のうち成立する法案が2割を切るという議員立法の手続のなかで、様々な糾余曲折がありながら誕生したのがNPO法である。「特定非営利活動」といういかにも法律用語的な言葉が用いられているのは、そうした糾余曲折の象徴でもある。（衆議院では「市民活動促進法」として議決されたものの、参議院にて名称変更の意見が強く、結果「特定非営利活動促進法」となって成立した。）

### 3.1.3 課題としての税制優遇措置

NPO法の成立過程には、シーズ、市民公益活動の基盤整備を考える会、NPO研究フォーラム、NPO推進フォーラムなどをはじめ、多くの団体がコミットした。これは、NPO法が成立すれば、それが自分たちの市民活動やその後の市民社会の在り方を規定してしまうからであった。市民活動は市民らのものであるべきで、国家に規定されるべきものではなく、国家がそれを後押しする形が理想である。これを、法律にどのように反映させ、国家の関与を適切な度合いにするか（あるいは排除するか）という問題意識があった。

NPO法は、民間の非営利活動・市民活動を促進することを目的とした法律として制定された。法文上は「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」(NPO法1条)とされている。その目的達成のための手段として、NPO法制定時に設けられたのは、こうした団体へ法人格を付与することであった。そしてその法人格の付与は、認可主義ではなく、準則主義（法律上の要件を満たせば、原則的に書面審査により認証する）にて行うものとされた。準則主義による法人格の付与は、前述の問題意識が反映されたものであ

る。

また、行政による監督だけでなく、市民自身によるチェック・自浄作用によって市民活動を促進するために、高度の情報公開を求める内容も、この問題意識が反映されたものである。

法人格の付与とともに、税制優遇による更なる活動の促進も、当初より課題として認識されていた。例えばシーズの設立趣意書では「法人格と税制の問題」に取り組むことが明記されてもいたし、国会で議論もされていた（第140回国会内閣委員会第7号議事録）。しかし前述の紆余曲折あるいは政治的妥協の結果、税制優遇措置はNPO法制定当初には盛り込まれず、NPO法人の推進及び支援のための税制等を含めた制度の見直しについて、施行の日から2年以内に検討して結論を得るものとするという附帯決議がなされ（参院労働社会政策委員会附帯決議、衆院内閣委員会附帯決議）、NPO法が成立するに至ったものである。（NPO法制定や認定制度導入時の経過については、原田峻『ロビイングの政治社会学』（有斐閣、2020年）が詳しい。）

### 3.2 認定制度の導入と課題（2001年（平成13年）改正）

継続的な市民側のロビイングと前述の附帯決議の存在もあり、2001年度（平成13年度）の税制改正にて、租税特別措置法（NPO法ではない）の改正により、NPO法人の認定制度（2001年（平成13年）4月1日施行）と税制上の優遇措置（2001年（平成13年）10月1日施行）が導入された。

認定制度導入の趣旨は、認定を受けたNPO法人に税制上の優遇措置が適用されることにより、寄付を促進し、認定NPO法人の活動を資金の面から支援するというものである。

認定制度がNPO法の目的の実現に繋がるには、認定制度により自律的な市民活動を阻害せず、国家の関与が団体を監督するのではなく、支援するような形になることが求められる。この問題意識は、法人格の付与のみならず、税制優遇措置にも共通している。

こうした問題意識のもと、認定の要件として、8つの要件（**2.3 要件**で述べたものと同じ）と欠格事由という形で整理された。これらは(1)公益性があることと、(2)組織運営・事業が適正であることという大きな2つの観点から定められた要件であるといえ、法文化にあたり、行政の関与ができるだけ少なく済むよう、可能な限り明確化しようと努められた。その中で、特に(1)公益性をどのように判定するかは大きな課題であったが、そこで米国の寄付税制（特に内国歳入法501(c)(3)）のPST（パブリック・サポート・テスト）が参照された。これは、税制優遇措置に相応しい団体は、市民からの寄付が集まっている団体であると考え、そのことを形式的な数値で評価しようとする（結果として行政はその数値を確認するのみになる）ものである。

ただ、そのような税制上の優遇措置を得るに相応しい法人か否かを判断するのは、税制を所管する国税庁が適切であると考えられ、規定そのものも租税特別措置法に置かれた。

当時の認定基準では、いわゆるPST（パブリック・サポート・テスト）要件は相対値基準（「総収入額（寄付金、助成金、会費、事業収入等）に、寄付金・助成金・会費（寄付金の性質を有するものに限る）（受入寄付金総額）が占める割合が3分の1以上であること」）のみしか規定されていなかった。また、ここでいう「寄付金」には、役員や社員からの寄付金を算入できない等の制限があった。また、「みなし寄付金」制度の適用もなかった。認定の有効期間も2年間であった。

こうして認定制度は導入されたものの、その要件の厳しさ・制度の利用のしにくさ等が指摘されていた。認定導入当初は、認定を取得するNPO法人の数は極めて少数であった。例えば、2005年（平成17年）5月1日時点においても、NPO法人数は21,000法人を超えるのに対して、認定NPO法人数は31法人であったとされる（成道秀雄『認定NPO法人の認定要件の検討』「非営利法人研究学会誌」7号70頁、2005年）。

NPO法自体、3年毎に継続的に見直しを行うことが附則にて定められてもいるため（NPO法制定附則2条）、この後、認定制度をより利用しやすい制度とするために、PST要件をはじめとする各要件の合理化や申請書類の簡素化（過剰な負担の解消）等を内容とする改正が幾度もなされていくこととなる。

### 3.3 改正の経過

#### 3.3.1 はじめに

本項では、2001年（平成13年）の制度導入以降の、認定制度に関する法改正の経過について、その概要と改正の趣旨を中心に整理する。

以下の改正の経過をみると、2011年（平成23年）までは毎年のように改正がされており、それ以降はNPO法の改正に合わせて数年に一度の改正となっていることがわかる。これは、認定制度の規定が租税特別措置法に置かれていたか、NPO法に置かれていたかの違いである。つまり、租税特別措置法は毎年の税制改正に合わせて改正される慣行があるため、租税特別措置法にあった認定制度の規定も毎年改正することが出来た。一方、NPO法に移管されて以降は、基本的には附則2条の検討規定に基づく改正となり、改正するとしても3年に一度が目安となるという事情による。

なお、改正年を言う場合は施行年を指す（例えば、「2002年（平成14年）改正」という場合は、2002年（平成14年）施行の改正法を指す）。また、第N次改正という場合は、NPO法自体の改正がなされたことを指す。

#### 3.3.2 2002年（平成14年）改正：認定要件の緩和

PST要件について、役員・社員からの寄付金を分子に参入することができるよう緩和された。これは、NPO法人の実態を勘案したPST要件の合理化・緩和である。

### 3.3.3 2003年(平成15年)改正(第1次改正):認定要件の緩和・みなし寄付金制度導入

2003年(平成15年)改正(第1次改正)は、NPO法自体の改正と同時に、認定制度に関する租税特別措置法の改正がなされた。

PST要件について、以下の4点の改正がなされた。

- (1) 割合が「3分の1」から「5分の1」に引き下げられた(後述のとおり、改正時は3年間の時限的措置とされていたが、複数回の延長措置後、期限なく5分の1とする現在の形に改正がなされる。)。
- (2) 一者当たり基準限度超過額が受入寄付金総額の5%超に引上げられた。(1)と(2)はNPO法人の実態を考慮して緩和したものである。
- (3) 少額寄付金が1,000円未満に引下げられた。PSTで勘案すべきでない少額の寄付金の線引きとして、社会実態等を勘案したものである。
- (4) 国等からの委託事業費及び国際機関からの補助金が分母から除外されるようになった。国等からの委託事業費等は、それ自体公益的な側面があると考えられるため、収入の全体から除外して計算するのが相当であると考えられたためである。

また、「みなし寄付金」制度が認定NPO法人にも適用されるようになった。

「みなし寄付金」制度とは、法人税法における優遇措置の1つで、NPO法人のみではなく、公益法人等の一定の要件を満たした法人に適用されるものである。これは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額がある場合に、その支出した金額を収益事業に係る寄付金の額とみなして(寄付金の損金算入限度額の範囲内で)損金処理を認める制度である。

NPO法人が収益事業を行うのは、そこで得た収益を特定非営利活動事業の財源に充てるためであると考えられるため、収益事業に属する資産から特定非営利活動事業のために支出する金額については、これを寄付金とみなして法人税等の計算上、一定の範囲内で損金算入を認めるというものである。(もしこの制度が適用されない場合は、収益事業で得た利益には通常の法人税課税がなされてしまい、その残余を特定非営利活動事業へ回すこととなってしまう。)

他の公益法人で認められているものを認定NPO法人でも認められるようにしたものである。

加えて、寄付金の損金算入限度額が、所得金額の2.5%から20%に拡大された。

### 3.3.4 2005年(平成17年)改正:認定要件の緩和、申請手続きの簡素化

PST要件について、「実績判定期間」が導入され、直近2事業年度等の平均により算定する(但し、各事業年度におけるPST要件における割合は(1/5ではなく)1/10以上であること)ことになった。

単年度では事業の実態を的確に把握できないおそれがあるための改正で、基準の合理化

といえる。

また、共益的活動の制限に係る要件も緩和された。

具体的には、以下の3点である。いずれも実態を反映した合理化といえる。

- (1) 会員等の範囲から、単なる顧客（そのNPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等（資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供をいう。以下同じ。）の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該NPO法人の活動に関係ないもの）を除外するものとされた。
- (2) NPO法人等の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行うことを主たる目的とするNPO法人（いわゆるネットワーク型NPO法人）の会員等に対する助成事業のうち、特定公益増進法人又は認定NPO法人が参加する事業を共益的活動の範囲から除外するものとされた。
- (3) 共益的活動の割合を（単年度ではなく）実績判定期間により算定するものとされた。申請書類及び報告書類の一部が廃止された。簡素化・合理化である。

具体的には、①申請書の添付書類について、既に国税庁長官に提出しているもののうち、その記載した事項に変更のないものは提出を要しないものとされた。

また、②認定NPO法人の各事業年度の報告書類について、会員の資格要件等会員制度に関する事項、寄付金の募集に関する事項及び受け入れた寄付金の使途の実績に関する事項を報告対象から除外するものとされた。

### **3.3.5 2006年(平成18年)改正:認定要件の緩和、閲覧書類の簡素化、小規模法人の特例**

PST要件については、一者当たり基準限度超過額及び親族関係者からの寄付金を「同一の者からの寄付金」とみなす取扱いが、以下のとおり緩和された。

- (1) 特定公益増進法人及び認定NPO法人からの寄付金については、同一の法人からの寄付金のうち受入寄付金総額の50%を超える部分の金額とすることとされた。
- (2) 役員又は社員以外の寄付者からの寄付金については、その親族等からの寄付金を同一の者からの寄付金とみなす規定は適用しないこととされた。
- (3) 国等からの補助金について、分母からの控除との選択が出来る形で、分子に算入する受入寄付金の額を限度として分子に算入し、全額を分母に算入することができることとされた。要件の合理化である。
- (4) 社員からの会費を分子に算入できるように緩和された。

具体的には、一定の要件を満たす法人の場合に、会費収入から、共益的な活動等に係る部分を控除した金額を分子に算入することとされた。

- (5) 社員の親族に係る要件について、社員が100名以上の法人を除外することとされた。
- 具体的には、役員又は社員の数のうちに役員又は社員の親族等及び特定の法人の占め

る割合が3分の1以下であることとする要件について、社員の数が100人以上の法人である場合には、社員の数のうちに親族等の占める割合に係る要件を適用しないこととされた。

法人の規模が大きい場合に、社員の親族からの寄付を一律にPSTに算入しないのは実態を反映しないものと考えられたため、基準の合理化といえる。

閲覧対象となる書類について、20万円以上の寄付金に関する事項及び従業員給与に関する事項の一部を閲覧に供する仕組みが廃止された。個人情報及びプライバシーの保護を目的とする改正である。

小規模法人について、2年間に限り、簡素な算式によるPSTを適用する制度が加わった。小規模法人向けの制度を用意するもので、要件の合理化といえる。

### 3.3.6 2008年（平成20年）改正：認定要件の緩和、申請手続きの負担軽減

PST要件について、実績判定期間が原則として5年に延長された（改正前は2年）。また、各事業年度の基準（1/10以上）が廃止された。

また、一者当たり基準限度超過額が、受入寄付金総額の5%から10%に引き上げられた。社会実態を考慮した合理化といえる。

一定の独立行政法人等（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人）からの補助金又は委託の対価について、国等からの補助金又は委託の対価と同様の取扱いとするものとされた。

社員の親族等及び特定の法人からの寄付金を寄付金とみなさない旨の要件が廃止された。共益的活動の割合にて判断すればよい形に整理されたともいえ、基準の合理化といえる。

認定の有効期間が2年から5年に延長された。実態を考慮した緩和・合理化である。

小規模法人の特例措置に関しても、PSTの割合が3分の1から5分の1に引き下げられた。これも合理化であるといえる。

情報公開の対象となる閲覧事項が以下のとおり見直された。

- ① 一者からの20万円以上の寄付金に関する事項について、社員又はその親族等からの寄付金に関する事項が閲覧の対象から除外された。
- ② 報酬又は給与を得た役員又は従業員に関する事項について、社員である従業員又は社員の親族等である従業員に関する事項が閲覧の対象から除外された。
- ③ 各社員の親族割合及び特定法人等割合のうち最も高いものが閲覧の対象となる事項に追加された。

個人情報及びプライバシーの保護を目的とした改正・合理化である。

### 3.3.7 2010年（平成22年）改正：認定手続の簡素化等

まず、国税庁が行う特定非営利活動法人の認定審査について、1回目以降の認定は、原

則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされた。2回目以降は、国税庁も既に当該法人の状況を把握できる状態であるため、手続の合理化がなされたものである。

2008年（平成20年）改正で設けられた初回認定を受けようとする特定非営利活動法人のPST等の実績判定期間を2年とすることができる特例の適用期限が、1年延長された。

認定特定非営利活動法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等の整理及び簡素化がなされた。

(1) 寄付者名簿

- A 認定に係る申請書の添付書類であることが明確化された。
- B 認定NPO法人の各事業年度の報告書類から除外されるとともに、認定NPO法人は、認定の有効期間内の各事業年度の寄付者名簿を作成し、その事業年度終了日の翌日以後3月を経過する日から5年間、その法人の主たる事務所の所在地に保存することが義務付けられた。
- C 上記のBの保存義務違反が認定の取消事由に追加された。

(2) 事業報告書等、役員名簿等及び定款等

①所轄庁から入手可能な必要書類については、直接、国税庁長官が所轄庁から入手することとする、②NPO法人が所轄庁へ書類を提出していることが認定要件に追加され、また、認定NPO法人の所轄庁への書類不提出が認定の取消事由となる、③法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書について、NPO法人が所轄庁から得て国税庁へ提出していたのを、国税庁から所轄庁へ照会することとするといった、NPO法人の申請等に係る事務負担を軽減する見直しが行われるとともに、その手続の変更に伴う認定要件及び取消し事由の整備が行われた。

(3) 認定NPO法人の閲覧書類

次の事項を記載した書類が除外され、事業年度毎の提出も不要となった。

- A 報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項
- B 各社員の親族割合のうち最も高いもの
- C 各社員の特定法人等割合のうち最も高いもの

### 3.3.8 2011年（平成23年）改正（第2次改正）：認定機関の移管、認定要件の見直し、初回実績判定期間等

(1) 認定機関の移管

認定制度の規定自体が租税特別措置法からNPO法に移管された。それに伴い、認定の判断は、それまでの国税庁（国税庁長官）から、認定を受けようとするNPO法人の所轄庁が行うこととなり、認定機関が移管された。これにより、NPO法人に関する監督事務は、地方自治体が一元的に行うこととなった。

これは、事前相談を含む、認証・認定事務のきめ細かい監督が一元的に行われることで（従来、認証は所轄庁、認定は国税庁と二元的に行われていた。）、自治体とNPO法人が協働しやすくなるためであるとされる（内閣府「改正特定非営利活動法人について」<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/20111011-hou.pdf>（2024年11月30日閲覧））。また、地方分権推進の流れも背景にしつつ、各地域での市民活動の実情を反映するためには、NPO法人が所在する所轄庁による判断の方が適切であると考えられたという面もある。

なお、これに伴い、これ以降の改正は、特定非営利活動促進法にて行われることとなるため、改正の沿革を仔細に確認する場合は、特定非営利活動促進法にあたればよい。（これ以前は、租税特別措置法の改正の形をとるため、租特法を参照する必要がある。）また、この改正により、認定の手続が税務上の手續から行政上の手續になったともいえる。

## （2）PST要件

割合を1/5以上とする特例及び小規模法人の特例が恒久化された。

それまでPSTには相対値基準しかなかったが、絶対値基準（寄付金の総額が年3,000円以上の者が年平均100人以上）と、地方公共団体が個別に条例指定したもの（条例個別指定）が初めて導入された。PSTの基準が増えたことは、大きな改正といえる。

## （3）初回実績判定期間

初回認定のNPO法人について、実績判定期間を2年とすることとされた（特例措置の恒久化）。

## （4）仮認定NPO法人制度の創設

スタートアップ支援のため、設立後5年以内のNPO法人を対象とする「仮認定NPO法人制度」も導入された（なお、2016年（平成28年）法改正により、2017年（平成29年）4月1日から、「仮認定NPO法人」は「特例認定NPO法人」という名称に改められた。）。

## （5）「市民公益税制」としての議論

認定機関を国税庁から都道府県へ移管し、PSTの絶対値基準と条例個別指定を創設するという大きな改正に至った背景には、市民公益税制として積極的な議論がなされたことも挙げられる。

当該改正が行われる際の内閣府内の市民公益税制PT作成の報告書（[https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2010/\\_icsFiles/afieldfile/2010/12/10/221201houku.pdf](https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/12/10/221201houku.pdf) 2024/11/30閲覧）には、「NPO法人に係る認定制度については、内閣府において、『新しい公共』の枢要な担い手となるNPO法人の健全な発展のための必要な環境整備を行うことを目的とした新たな法律により、新たな認定制度として整備されることを目指す」との記載や、「新認定法に基づく新たな認定制度においては、『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりやる』との考え方の下、国税庁に代わる新たな認定機関による

認定に移行する」といったことが明記されている。認定制度導入当初の目的実現に向け、法令の定め方のみならず、制度運用の方針・在り方が示されているものといえ、参考になる。

### 3.3.9 2016年(平成28年)改正(第3次改正):制度の使いやすさと信頼性向上のための整備

#### (1) 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出等への一本化

海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の所轄庁への事前提出は、不要となった一方、送金等の金額にかかわらず、毎事業年度1回の所轄庁への事後提出が義務となつた。マネーロンダリングに関する法改正等への対応である。

#### (2) 役員報酬規程等の備置期間の延長

3年から5年に延長された。NPO法人における役員報酬の情報公開の重要性からの合理化である。

#### (3) 「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」へ変更

「仮認定」NPO法人の名称を「特例認定」NPO法人に改められた。実務上の不都合(印象がよくない等といった意見)を勘案した合理化である。

### 3.3.10 2021年(令和3年)改正(第4次改正):NPO法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO法人の事務負担を軽減するための措置

認定・特例認定NPO法人による閲覧の対象から個人の住所・居所についての記載が除外された。個人情報及びプライバシーの保護を目的とする改正である。

所轄庁に毎事業年度提出していた書類のうち、「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」及び「役員報酬規程」、「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合に該当するものは、毎事業年度の提出が不要となった。

役員等に対する報酬等の状況を記載した書類について、毎事業年度提出を義務化した。

これらは運用の手続の合理化であるといえる。

## 4. おわりに

繰り返してきたとおり、認定制度は、行政の監督下にない「市民が行う自由な社会貢献活動」を行うNPO法人を、税制優遇措置という経済的な側面から支援する制度である。

制度創設時には課題も多かったものの、度重なる改正を経て、要件面の整備はある程度なされてきたことを紹介した。ただ、当初の理想に照らしたときに、果たしてどこまでそれが実現されたのかは、様々な評価があるところであろう。例えば、情報公開による市民的自浄作用は、十分に機能しているといえるだろうか。そうした意味で、NPO法も道半

ばというべきかもしけず、今後も引き続き、NPO法の理想を実現するための活動・行動・作業を続けていかなければならないだろう。

また、本白書のアンケート結果からは、法令上の要件などよりも、運用面での改善の余地が大きいようにも感じられる。事案によっては、NPO法の趣旨にそぐわない運用がなされているように疑われるものもあるのではないかと感じられる。

本稿が、あるべきNPO法とその運用を考えるうえでの一助となれば幸いである。

## 【参考文献】

本文中に掲げたもののほか、

特定非営利活動法人制度研究会『解説 特定非営利活動法人制度』（商事法務、2013年）

宮垣元『NPOとは何か』（中公新書、2024年）

内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

財務省 税制改正の解説 [https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/index.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)（国立国会図書館によるアーカイブ）

（Special Thanks : NPOのための弁護士ネットワーク）